

特 11

819

近世孝子傳
全

009454-000-2

特11-819

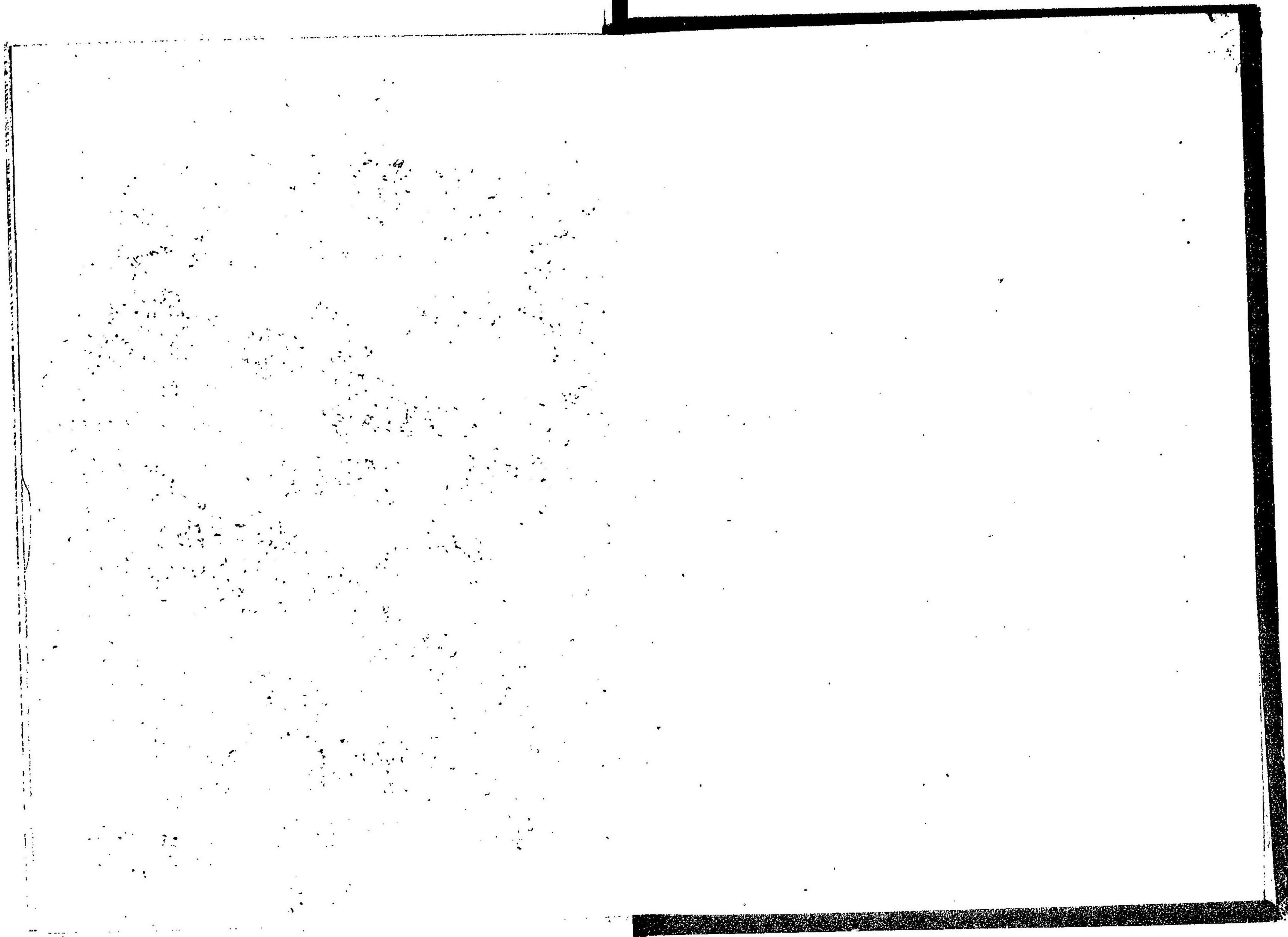
近世孝子伝

城井壽章 / 著

M20

AAE-0465





明治二十年二月十七日内務省交付

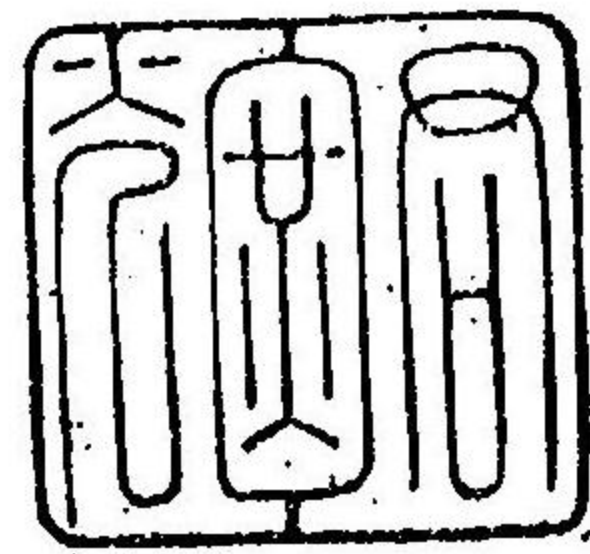
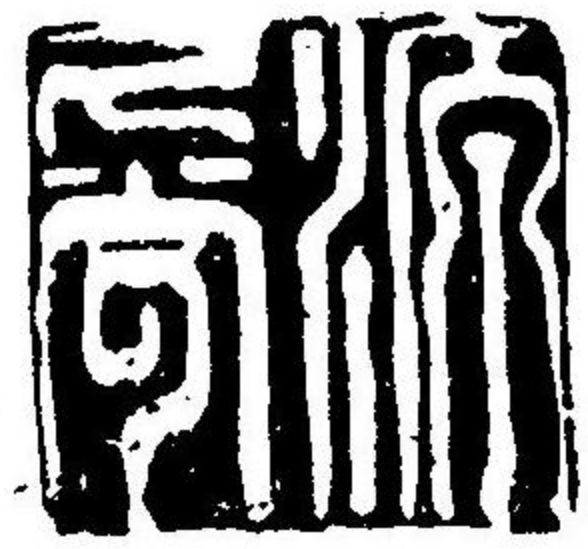


御璽

代鳳

甲戌九月

大簡



近世孝子傳をよみて

從四位權大教正稻葉正邦

世此中乃已らハ鑑とみむふも千卷もくまき海さう
つさまし曇なき美代此光よあらされぬくとわらへら
あ久しき功も

讀近世孝子傳

展讀孝子傳感泣夜抵晝維此數孝子年齒皆乳臭天地有
綱常耳提無師授老萊何代老閔曾誰家幼童心總不知自
然守所守嗚呼至誠一點氣發作磅礴神州秀

玉女池畔逸人佐藤元蓑

一 訓蒙之道莫先於孝梯而小學一書論之備矣然余謂與假

二 異邦典籍以語之不如舉 皇朝故事以諭之與引昔賢嘉

言以訓之不如述近人善行以導之抑我

先王之治天下也以孝為先故東宮勸讀必自孝經始其為
世道慮可謂邃矣方今文運日旺百藝俱興然世或有不知
朝旨所在先技藝而後孝悌者余竊慨之於是編纂近世兒
童篤孝尤可觀者以資童蒙之諷誦蓋朱子著小學外編之
意云

時

明治七年歲次甲戌冬十二月晦庵陳人壽章

自識於東台山陰僑居

東園青木隆書

特刊
819

近世孝子傳

城井壽章著

東京

佐藤元其校

長吉

長吉の陸奥柴田郡足立村の人なり父を長五郎といふ田地三石ばかり領すれども家い
と貧しきまより長吉四歳の時より人の家に養はれしが母の病まよりて家に歸れりま
れ寛延二年の秋なり幾はどもなくして父また疝を患ひ腰痛をて起つふとだまも叶い
ず父母ともは斯病の床に臥ければ殆ど餓餓に及べり時に長吉八歳なりしに日々山谷
の險阻をもいとはず分入て松の樹を伐り又は枯枝などを拾ひこれを脊負行て村田街
へ鬻ぎその價よて雪花菜やりの物を買て歸り米麥を乞に交へて二親の飢と濟ひける
隣里親戚も長吉の孝行に感じこを憐み米麥を贈るものもありしとぞ斯せしうち
に母の病の愈しが故ありけむその家を出去りぬその年も暮て父の病いよいよ劇し

く貧の益甚しければ年を迎へんことも覺束なしと父の心を痛ましむるを見て兎山
 に行き正月の門に建る松と伐りて售らば年をこそなどの最易からんかと云て其心を
 慰めける身よまどう衣裳衾褥さへもなければ父の寒さをしのぐべき手段も亦く籠の
 傍に藁を敷て其上に臥させ夜となく晝となく柴薪を焚て籠に火の絶ぬやうになせ
 り明年の春の長吉九歳よあればいよく日ごとに深山幽谷にわけ入て獨活微蕨など
 をどり市よ越さこれと售りて米味噌豆腐などを買い飲食をどくのへまれを進め聊
 も父の手を煩さずをのれ別々に草の葉木の根などを多くまじへる糧を喫しける
 長吉のいかかる深山幽谷にても只ひとり行きて糲しける一日その山中に佛宇ありて
 まれに詣るものありしが長吉を見て妖魔にやあらんかといふかり怪しみに漸く
 近づき見れば一小童なり因て其名を問へば長吉といふものにてしかくなりと答ふ
 その後もかくのごとき事往々有りければ長吉の孝行おのづから世に顯れたりまた一
 日川よ行て糧にあつべき草木の葉を洗ひ居たるを菅生村の龍雲寺の僧見あやしみて
 幼童の爲すべし業にも似すこの必ず故あることならむいかに雙親のなさやと問へば

父の病に臥し母の故ありて去られたれり己れやもまを得ず手づかふかゝる業を爲
 すなりと答べければ僧も深くの孝心を憐れ憐れ然らば寺よ來れ米與へんとして二里餘の
 山路を相拉つゝ寺に歸り米五升を與へける長吉大に喜び歸り具に其事を父に語りて
 其報ひとて獨活と微蕨を父の命なりとて齋してかの寺に行ければ僧また米二升に味
 附をも添て與へたりとぞ長吉十歳になりて長も延たればますます課業を勵と勉めま
 た人に雇ひれて松の板などを三四枚も背負て村田街に行き日に二度づゝの往還せ
 り夏の紅花を製する家に備はれすべて寸暇をかしまいで事を勉強し父を養ふことにの
 み力を盡しければ其篤孝隣里に著しくて長吉が售るもの人るを價と昂くして買
 ひ長吉が買ふ物の價を低くしたかまた古き衣類などを與ふる者あれば悦びて直ち
 に家に歸り父に着せけるかくして一日も怠りなく孝養と盡しければ父の病も漸々よ
 平愈し父子ともに同じく業を執るよ至れり郷黨を長吉の孝志に感じて長五郎が領
 せし田の租税の郷人心を合せて是を償ひ其他何くれとなく長吉に力を添へ之を賑恤
 するもの多かりけるが其事國主も聞へければ寶曆二年長吉を召して金子若干を賜ひ

四 其孝義を賞せしむる時に長吉年十一なり

傳藏

傳藏の父を貞右衛門といふ安藝高田郡桂村の農民なり貞右衛門田二十石を領し三男一女あり傳藏の第二子あり賦性至孝よしして善く其父に事へ兄弟の間友愛ことに厚しまた人と争ひしよとなし六歳の時より長者を敬ひ神佛を尊ぶ朝夕に佛壇（方俗）を祀り祖宗以來の神主を安置する處へ佛佗の偶像を置き因てこれを命けて佛壇といふ）を掃除し香を焼き花を供へて神位を拜み家の人々にも拜禮をせしめ人々を拜するを待て戸帳を閉るを日々巳の課業とぞなしけるまた村内の神社佛宇の前を過れば必ず詣り拜すといふことなし傳藏十歳のころありしか其母虚勞の病まかり荏苒として床に臥し稍危篤に向へり殊に妊娠にてありければ快復せること尠東あきよしを松庵といふ醫師の父より請るを傳藏その傍にありてこれを聞憂ひ色はあちのれされり日夜心を焦し思を苦しめ飲食の一々禁忌を醫師に質問して自ら朝へ膳を供し藥を煎じ看護するの周密なること老成の人といへとも遠く及ばずといへり日々自ら松庵

五

の家に至りて藥を乞けるか一日松庵に向ひ昨日賜りし藥のこれまでの處方と替れりやと問へば果してその門生の鹵莽にて誤りて他の家へ遺すべし藥を與へしなれば松庵も大に愧ぢ弟子の鹵莽なるを陳謝し且の小兒にしてその心を用ゆるの深切あるをふかく感せりこれに常に母の服せる藥を必自ら嘗試するゆへ其味をよく知りしなり又母の食を喫する常より減ずるを見て痛く憂ひ常よりも多ければ悦べると限りあし日夜母の傍よりありて肩と撫で脚を摩り夜に疲れて撫摩りながらそのまゝ眠ることあり一夜ある人見て其ありさまを憐れ衣をもて覆ひしひ驚きて目を覺し又夜もすがら撫摩りけり母また乳の下に腫物を生じしことに痛めり膿を吸出さざれば速かに治しがたしされど小兒に吸せなば毒にもなりあいかいせん醫師のいぬを聞て傳藏自ら口をゆけてすしもの惡臭汚穢を厭はず膿血を吸ひ出せしかば日ならずして愈たりとぞ傳藏常小兒の群聚ひて喧囂する處へいで遊ぶまじの好まざれども母のいまだ病の床に臥ざりし前正月中元節句などよの群兒に隨て遊戯れしこともありしが母の病にかゝりしより曾て戶外に出しことあり一日外國人の此村

を過ぎりしことあり園村の男女先を争ひ出て見よと勸むれども終に
 出ず又隣家にて伊勢神樂の舞を奏すとして村中の兒童等群り聚ひて歡笑の聲喧しけれ
 ども母の傍に侍りて戸隙を窺ひしこともなしとある日夕つかた煙草を刻む薄刀
 にて足に傷け血の頻りに出けるをいと悲み歎さけるゆへるの傷の痛きゆきやと
 傍の人の問ひしに血出て歎されば今宵母を看護すること能はざるを憂ひてあり創
 の痛などの少しも厭はずといひも了らざるに母の呼びければ其聲に應じ直に起て母
 の前ひいたれども母の心を痛めんとを思ひて其創傷を掩ひかくし平生の如くにも
 がたりまけると母やがて産に臨みて平かに分娩し小兒の死せしが病の漸々に愈
 たり母氏の病尋に癒ること殆んど一年半ばかりなり炎暑に枕席と扇と邪寒の
 余毒を暖て一日も怠るまとなしるの兄を祐藏といふ時に年十八なり是も善く父母
 の事へて孝友の志厚きものありければ其弟の篤孝に感服して常々人に語りければ
 聞ものも皆涙を垂て賞歎せざるのなしとぞ其事世に著しければ國主より銀子若干
 を賜りりける時天明五年の三月にて傳藏十一歳あり

萬吉

萬吉の伊勢鈴鹿嶺の人おして父を市右衛門といひ母を久米といふ市右衛門家食し付
 れば常に人に傭役せられけるが一日旅客の行李を擔ふて途中にて卒に倒れ死せり市
 右衛門二兒あり長子の即ち萬吉にて時に四歳なり次子を吉次といふこれもまた幾
 ならずして天死せり母久米もたたく節操を守りて寡居し紡績紙織を業として萬吉を鞠
 養せりされど夫を喪ひ兒を亡ひしより以來幽鬱して病と成り時々發作せり萬吉その
 傍と離れず肩を摩し腹を按し晝夜心を盡して看護しまた病の少間あれば街道に出
 て旅人の包袱また短鎗などを負擔し鈴鹿嶺を上下て得る所の纒に五六錢に過ぎ
 れども朝より夕までよ積て數十錢に至る是を以て歸り母氏を省み其欲する所を問
 ひ或の隣里に行て藥餅を買求めける或の母氏の欲する所の甘旨を供へて母氏の食さ
 るうち萬吉もまた箸を下さず母氏の半を食て已に飽りといへば萬吉の餘饌を
 食たり隣里郷黨みな其孝義を感心してその貧窮を哀れ旅客行人に逢ば必ず萬吉の事を
 説てこれに錢を與へんことを請へり此時萬吉六歳ありしが此年饑饉打つて途に

餓孚多ければも萬吉母子共に凍餒を免かれし其至孝の徳に由れるとを天明三年癸卯仲秋幕府の臣石川忠房といふ人大坂城を發して東に歸りけるが水口驛より橋ふ弄て僚友等と同く歩行し土山驛を経て鈴鹿嶺にかゝりけるに六七歳の小兒垢衣を着て敝履を穿き紙にて撚りし緒に錢數十錢を貫きて手に携へしが忠房等を見て路傍に避けたるを一人これ又戯れて曰く汝行て餽を買んとするか何や其錢の多きや兒莞爾として否々これ阿嬢に贈らんとするありといふ其錢の何に由て得しやと問ふに客の短槍を荷ふて坂の下まで行て賜はりしなりと答へければ忠房等大よろの言を奇としてこれ必ず故移るとならんと思ひ万吉に謂て曰く我等も隨ひ來れ錢を與へんと相拉て猪鼻の茶店よ憩ふ此に一婦人あり万吉を指さして忠房等に告て曰くこれの孝子よて萬吉といふものにて候とて詳に萬吉母子の事を語り錢を惠を給へりしと謂へり其傍に憩ひし橋夫白丁等までも其孝行を稱し同じくこれに惠給はんことを請へば忠房深く感歎して然らば其家を訪はんとして鈴鹿嶺を踰りて山陰を下るに茅蘆六七戸あり忽一婦人の萬吉を叱りて汝何ぞ貴人よ先つや跟隨すべきなりといふを衆皆怪

きてこれを問へば即ちこれ久米なり小兒四五人もの庭前に遊び戯れけるが忠房等の來るを見て退き去れり忠房等萬吉の宅に入りて憩ふに家たゞ四壁のみにて赤貧洗が如し久米年三十四五ばかりあて顔色憔悴し蓬頭垢衣にて青き芋莖を割て有しが出て忠房等を拜し敝履に枉顧せられし辱さよしを述べて茶を進む忠房等曰く途中よて萬吉の孝行を聞て我等欽羨よ堪へず汝かくの如き孝子ありまた何ぞ貧窮を憂へん久米泣飲して之を謝し年來の不幸薄命の事を説き且曰く今夕の十五夜にて隣里の兒輩の各新しき衣服を着け嬉戯すれども萬吉の新衣も亦く又飢渴よ迫れば一日も群兒と與ふ遊戯するよど能はず妾今朝兒に謂らく汝隣兒に隨て遊ばんと欲するかたゞ口腹よ充つべきもの無を如何せんといへば兒また妾の意を推測りて少しも沮色亦く垢衣索帯にて敝鞋を穿ち出て行くを妾しばし目送して覺ゆず失哭せり毎々此の如きことのみ多し官等幸に憐察を賜はれと涙ながらに語れば忠房のじめ走卒までも皆涙を垂れて感歎せざるのなかりけり忠房曰く世間の人誰か之子の篤孝を聞て心に愧ざる者あらんや萬吉の至孝汝の貞操天地神明の照鑒し給ふ所あり貧窮に安んじて他日を

石川忠房僚友
等と萬吉の家
を訪ふ圖
神のみまを

國のついでをし
あつたを

まのふまを

玉もこそ
あま

こそ忠房の方吉
小贈もる歌ありあ
雑記小見へたれ
あつた録しな



冷泉為春

ながい

是をま

花の露

かゝるもつり

あまれおそ

稻葉正邦

あつちねよ

はつちねよ

名もたつ

冷麻の山よ

ゆり出よ



待へしと懐中より白銀若干を出して萬吉に與へこれの些少と雖も我輩の汝にあたふるにあらず天汝の至孝を感賞して賜贈所あり此上とても怠りなく益々孝行を盡せよといへばろの同僚も各銀子を予贈りける母子共に感喜に堪へず厚く謝しけるが萬吉内に入て掌を合せて稽首し久しく出されば衆あれと伺見て怪その故を問へば久米答へてこの諸公より賜りし物件を以て先人の神位に告るなりといへり衆益感歎せり忠房また久米を顧みて曰く人々を飢寒に迫れば不良の心を生ずるものなり是故に小人窮すれば斯に濫と聖人も戒免れられたり假令飢餓に迫るとも平生の貞節を變じて此良心を失ふべからず今日幸ひ我輩汝母子の如き至孝貞節のものに邂逅相逢ふとを得たれば今より年々此地を經過する毎に必ず慰問をせしまた同僚も相告て存問さすべし若しまた急に乏しきともあらば遠方にありといへども郵遞に託して報せよ今茲十月に必ずまた訪ふべしとて同僚等と俱に懇に説諭して去れば母子ともに地に伏して拜謝して予別れける其歳十月忠房また鈴鹿嶺を過るとて萬吉を訪ひ江戸より沽ひ來りし菓餅などを久米に惠みける是より漢華へ更番する毎に

必ず萬吉母子を存問しけり嘗て一日久米從容として忠房に謂て曰く妾屢春願と蒙りて肩埃も報ひ奉るとなし且兒久しく貧窮に苦ましむるも妾が心に忍ぶる所あり願くは兒を收て奴隸となし驅役し給へ妾の紡績の業を執て生活と計らんのみ忠房曰く吾も又久しく萬吉を得んと欲すれども天の孝子を生ずる所以の偶然にあらず世の不肖のものを論さんとするなり今ろの志を奉ひてこれを携去らば恐くは天の意に背かん敢てせざる所以なりと久米其言に服しては敢て請はず忠房また同僚諸友に託し鈴鹿嶺を過るものには必ず萬吉母子を存問せまひ僚友もまた万吉の孝義を傳聞て諸人お相語れば鈴鹿嶺を經過する者万吉を訪ひざるのなし或人また万吉の家の知りがたきともやあらんかどて其門を表して孝子万吉の家と書せりとる万吉かつて忠房を送り土山驛の茶店に到りければ其僕従等万吉の來るを見て爭ひ菓餅を買ひ與へたるを竹の皮に包み懷よして諸君の祝阿母を餉りて與に喫着せんと云ければ母に餉るあらば別に沽て與へんとてまた錢なをも出し惠むものもあり白丁走卒も皆万吉と見て感歎の餘り往々涙を垂るゝに至ると予また忠房の友に三橋成烈といふも

のあり浪華は赴きける途中万吉の家を訪ひて其事を紀行中に詳に書載て冷泉爲泰卿は剛正を乞ければ爲泰卿みれを見給ひて深くその孝義を感ぜられきでしてこの是を眞ことの花の露の歌を詠て賜りければ成烈も大に喜ひ扁額として其家を掲し其子左衛門督爲章卿乙巳四月例幣使として日光山に赴かれ歸路鈴鹿嶺を過ぎり万吉の家を顧みて手づから錢若干を賜りてやがて万吉が孝名天下に著しければ丁未三月道中奉行桑原伊豫守幕命と傳へて万吉を江戸に召し白銀廿錠を賜ひ久米の終身一人口を賜りて時に萬吉十二歳なり是より先のかた江戸より來るもの忠房の妻の重病に罹りて醫藥の効なきよしを傳へければ萬吉母子大にみれを憂へて日夜に心を焦し萬吉の日々鈴鹿權現に詣て其病の平癒を祈りけるが忠房の妻遙にこれを見て銀子及び神社への幣帛などを取り調へ且つ其病狀を詳に記して送りければ万吉また其廟祝を託して之を禱り大麻神符等を調へて贈りけるが數日を経て其病愈ぬみな以て孝子至誠の感應する所なりといへり

石川忠房浪華にありし時に万吉の事を杉浦某に語れば某また講筵にて之を子弟

に語るも坐感泣せざるのあかりしとぞ嗚呼この三兒の賤民の子にて備郷に生れもとより師父の教訓を蒙りしにのちらされども其親に事るの至誠は古の賢哲といへともこれに過す百世の下其風と聞もの孰か感興せざらんや逆子不悌のものどもへどもまた必ず心を悛て行を改むべし因て表出して童子に示し親に事るの標準となさしむ古人いへり李令伯の陳情表を讀て涙を墮さるものいろの人必ず不孝なりと今此傳を讀て涙を墮さるものよ於ても余また爾いふ

龜松

龜松の父を惣右衛門といひて信濃佐久郡内山村の農民なり内山村の上野信濃との間なる破風山の麓よて猪鹿の類いと多く田畝を蹂躪し五穀を妨害するゆへ村民處々に番小屋を取結びて田畝を護れり惣右衛門父子も逢月といぬ處に小屋と結びて宿りしに天明八年九月廿五日の夕つかた龜松の外に出て草を刈り惣右衛門ひとり小屋にて火と焚き臥居たりしが一ツの獐狼突然として來り惣右衛門が足を噛めり惣右衛門大に驚きこれをふりはあせしに狼また唇より腮にかけて噛つきたり惣右衛門いか

亀松獐狼と
 格闘し父
 の危急を救
 ふ圖

山邦

歌とありふ

あつちのそこの

あつちのそこの

たふたふ

はりのの

おとけ

はりのの



ゆりおあま
 その焼煉の
 少い福
 獣のまじり

うらまゝ

元甚

出たけき

うらまゝ

たけき

あつちのそこの

たけき

うらまゝ



んどもしがたく狼の耳を搦て號叫すれの龜松この聲に驚き走り來り直に鎌を揮て狼の口に突入るゝお鎌の柄折れたりまた父の鎌をとりて狼の口に突入れこれを倒しけれども狼猶怒りて奮ひ起んとせしを側ある石をとり狼の口なる鎌の柄を力を極先て打こみけれの狼の齒牙両ツ三ツ折れたり龜松力のあらんがざり大指を以て狼の兩眼を抉り出し終にその狼を斃しける父數多の噛傷を被れども死お至らざれの扶けて家に歸り租々治療を加へ數十日を経て平愈しぬ龜松時又十一歳あり龜松賦性孱弱なりしが父の危急を見て之を扶けんと身命を顧みず猛獸と格闘し之を斃せしはるの親を愛するの至誠に出しものなりとて代官大貫次右衛門公を幕府お聞にわけしかの年の十一月銀子若干を賜ひて褒賞せらるたり

一日客來り此傳を聞て余に語りて曰く近來西洋某國に奇孝兒あり其父海を航するを業とせり一日ろの船にありし客の誤て海に落ち溺たるを救いんとて其父自ら海に投せしに鱈魚ありて客と父とを并呑んとす其子之を見て父を救いんとてまた直よ海に投し小刀を以て鱈魚の腹を刺せしが鱈怒り跳りあがり其兒を呑めり

これによりて父と客とは奇厄を逃れ身命を全せりと嗚呼烈なるかな孝なるかな之子や何ぞ我龜松と其事の酷相似るや之は一舉ふ猛獸を斃して父を救ひ彼の一身をもて鱈魚に授け父を救ふ其事異なれども其孝の道を盡そにいたりては一ツなりむかし或る藩主馬を騎りて橋を過りしが藩主を仇とし狙撃んとせしものありて突然と橋下より跳り出れば扈從の臣等狼狽し四方に散亂せしが一人あり相近て格闘しこれを斃せり或人問て身命を君に奉るは衆皆同しといへども一朝事の變あるに當ての狼狽せざるもの幾希なり子の賦性沉毅に由といへども平生必ず心を養ひ徳を練の道あるにやといへり我いたく君と愛するを知之と造次頓沛もあれを忘るゝとなし事の不意と發りしゆへ我もまた不意お應せしかりといへば其主あれを聞て益喜ひ厚く恩賞を賜ひしとぞ嗟夫忠臣孝子地を易へば皆然り念々君親を愛するの至誠發する處に隨て忠とあり孝とあるあり然れ其質を委ねて人の臣たるものはもとよりさることなれども此兒幼弱の身をもて烈丈夫の爲しがたきことをあすの異よ千古の奇孝といふべし世の平生豪傑とて自ら許し腰に大刀を横へ意氣揚

々として人を凌げども一朝大事に臨んで狼狽し大節を失ふもの天下滔々皆然らざるとなし此二童の風を聞もの誰か報然として其背み許せざらむや余竊に感ずる所ありて此に附録せり

留松

留松の伊賀阿拜郡東條村の人なり祖父を忠七といふ忠七一女あり里武といふ隣村の左吉といふものを養ひ里武に配し二男を生たり長子を龜松といふ次子の則ち留松なり六十年來より里武癩を患へければ左吉よれを厭ひて自ら其家を辭して去ける里武自ら病を護りながら老たりし父忠七を伴ひて賦畝に行き耕耘しけるが荏苒として病危篤ま向ひければ力耕することも能はず終に飢渴に迫れり兄の龜松の出て人の奴とある忠七また腸を病益困窮し如何ともするまど能はず隣里の人よれを見て相憐み國主に告訴へ賑給を請ければ天明三年六月米若干を賜りける時に留松わづかに八歳なりしが夜となく晝となくかひなくしくも二人を看護しまた食餌を隣里の人に請ひ求めて母にすゝめその病少し間われり出て柴を刈り薪を拾ひ來りて飯を炊き其欲

するところと問ひ心を盡して看護しけれども母終に死せり留松ふかく哀慟しよれを河邊に葬れり是はまの土俗よて天刑を病て死せしもの人間は齒するを得ざるゆへきりと予同村の人夜更てその墓邊を過りけるは一小兒の墓邊に傍徨せしを怪しと近づき見れば留松ありこの如何なる故にやと問へば今宵の驟雨あて必ず河水の暴に漲り阿母の流失せんことを恐れて終夜看護せんと思ふなりといひければ此郷人もいと其志を感じ此墓地の水面よりは最高ければ決してさるまどはなしとて懇まよれを慰先て伴ひ歸れり其後も雨降る時の必ず行て其墓を護れり祖父の病ますく危篤ま及びければいよく心を盡して看護するまど郷黨に著しければ同年十一月國主より米を賜ひてよれを賞し猶思命ありて年十五お至るまでは年毎に米を賜りけがる寛政二年十一月に年十五に及び又米若干を賜りて其孝行の始終一節あるを深く感賞しける

一太郎

一太郎の阿波三好郡重清村の人あり父を與一といふ時に歳の凶歉に會て村民等相聚

一太郎蹄泣して
父の罪を赦さん
おとを請ふ圖

心邦

玉緒緒を

はなまき

とたん

おーは たま

こそ

おやよ

ひのり

がきり

よあるらん



り亂と作す與一もまた其徒黨にかりければ徳島府より捕東來りて夜中黨民の巨魁を
逮捕す與一もまた捕へられて徳嶋府に送致せらる一太郎時よ十歳ありしが睡覺て大
に驚き父を追て徳嶋府に至り號泣して父の罪を赦さんとを請ふ捕卒等怒て之を逐
へども去らず日夜哭泣し己の身を以て父に代らんとを願へども府にて允さずやがて
與一の斷獄梟首に定りける官吏等一太郎の孝志を感じまたるの幼弱を憐み錢物を與
へ諭して歸らしむ一太郎己ひと得度府を去りて十二里の道程を一日にして家に歸
りそれより讃岐に趣き琴平の神社に詣り祈ると凡る七度及ぶ其往返八里にあされ
り國主峰須賀侯遙にうのこを聞てふかく孝義と感せられ特命にて與一の死一等を
減じこれを國境の孤嶋に流しまた一太郎を召されて手づから金五兩を賜ひ國老及び
郡宰等も皆銀子衣服等を與へける且國主より吏二人に命じて一太郎をばその郷里
に護送せらる其後一太郎父を慕てその嶋に赴き與一に奉事すといふ

筑前に神童あり白井龜太郎といふ幼くして善く文辭を屬りまた兼て書畫を善す
當時温華に遊ひて小竹篠崎氏の門にありしが一太郎の事を聞て其傳を作れり時よ

天保壬寅某月にて歳十三なり小竹其傳後お跋して曰く筑前白井童幼好文辭壬寅秋來游浪華予適聞阿州孝子事因語之曰以予所識我郷佐々原童二歳歳字安慈安田童十歳而基已入品并予爲三奇矣然皆未知成立何如也至一太郎之孝則天性之美實爲昭代之麟鳳矣非奇才夙慧之可比也童默而退其翠作此傳來請正予知其有所感興而亦不欲爲世所謂神童也爲加指數字跋其尾當時奇童の一時の輩出すること奇なりといへども果して此三兒の成立如何あるを知らず獨り一太郎のと長く天壤といも朽す歳を経る愈久しく愈顯るこれもとより區々たる技藝の流と年と同しく語るべきよわらざるなり

政太郎

政太郎の美作津山吹屋街の賈人吉右衛門の子あり吉右衛門罪ありて獄に繋る時は政太郎年甫十三なり自ら藩廳に詣り己の身を以て父を代らんまを請ふ應にて予の詐あらむことを疑ひて允さず是より人に備役されわすかに賃錢を得て衣食を糊へ獄中ある父に送諭し如何なる邪寒暴雨にても少しも懈らば數年を経てまた初之如く父

に代らんことを請ふもし請ふ所を允れずは獄に入りて父を事入んと固く請ふてやまず願てに於てかりに獄に入て試むるはその奉養至らざることをなしとやがて衛長等連署して政太郎の孝状を上申しければ津山城主特命もて吉右衛門の罪を釋し金子若干を政太郎に賜へるこの嘉永三年某月あり

嗚呼十歳の兒十三歳の童をもて其父を斧鑕の下より救しるの孝烈の橘の妙沖(逸勢の女あり初名を妙といぬ後髪を削り妙沖と稱す)漢の緹縈にも遠く勝りて明の馮行可と伯仲の間なるべし是の元文三年十一月の事とかや大坂橋通りの第四街に住める商民にて勝浦屋太郎兵衛といふ者あり長男の長太郎といひ養子にて時に十七歳あり次女を阿市といひ十六歳あり三女を阿政といひ十五歳あり四女を阿徳といひ九歳あり第五子を初五郎と云七歳なり太郎兵衛廻漕の船なる載貨を賣却して其金を私しるの船の海上にて覆没せしと詐りしが終に其事發覺して逮へられ其獄三日の間市にさらして鼻前といふに斷定せしを五人の兒等町奉行の廳に詣り哀訴して五人の命をさしげもて父の死を贖せんまことをかたを請ひければ城代太田備中

守その孝養を深く感じされを幕府へ以聞せられ翌年の三月大嘗祭をもて大赦に逢ひ死一等を減せられ重追放とあるは政太郎に先りこと殆んど九十年前の事ありあゝ常時妙仲繩繁行可の流の一時に輩出とあるまた奇ならずや因てこゝに録して并せ傳ふといふ

岩次

岩次は江戸橋木街の彫工半次の長子あり幼くして割腕の業を父に受學びて其産業を助く半次久しく病て歿しければ家貲殆ど蕩盡せり岩次時に歳十三なり母祖母及び弟二人あり一家五口岩次に頼て糊口せり岩次盡の他の割腕氏も雇はれて纔に備錢を得て歸り夜の燈下お版鐫て深更も及ぶまで寐す祖母等岩次の幼弱にして精神を勞し病を生せんことを慮り夜の早く寐て休息すべしといへば岩次も祖母等の病を憂るを知りるの言に従ひ寢に就き家人のよな熟睡とるを伺ひ密に起て工事に就けり此の如く日夜筆々として少しも怠ることなれば一家數日凍餓の患を免れぬ其母もまた貞婦にして善く姑に事へ一家いと睦しく善くまじりければ幕府より岩次を賞して白銀

七錠を賜はる祖母に終身一人口を賜はる都下されを聞て其家に至り錢物などを賞與するもの甚多し或る日一士人來り懷中より金三兩を出して聊かれども孝養に供へられよとて贈られたり家人驚てその姓名を問へども告すして去りぬまた奇男子と謂べし

附録

下總二童

下總國の一農家より二童子あり長は歳十三幼は八歳なり其繼母里人と姦通せしを其父いまだ之を知らざりしが一夜姦夫來りて其父を酒を酌み痛飲し父の泥醉して寢に就き熟睡せしを窺ひ夜半竊かに起て刀を抜き其父を刺殺しけるを長兒父の絶叫とる聲を聞て衾中より之を窺ひ見て大お驚きけれども事既に如何ともなしがたゞ救ふべき術もなければ伴りて大いに駟駒の聲を發し熟睡せしやうも假裝し竊み其爲を所を規バ父の屍をば床下に埋めて去れり夜明を待て長兒起て父の何方に在すやと問ふに繼母の曰く今朝早起して前村の某の家を販賣のために赴けりと俄頃にして姦夫ま

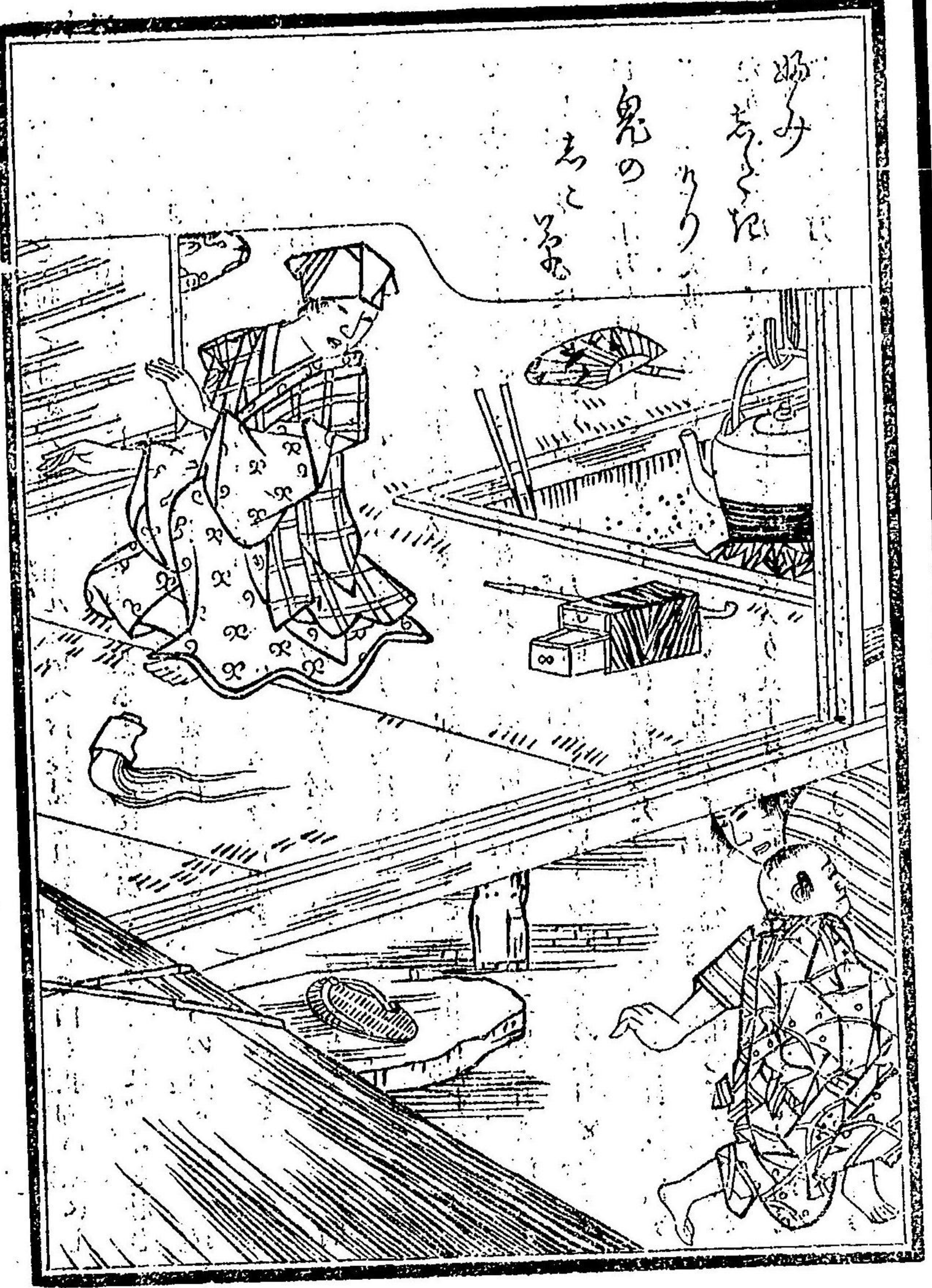
二童姦夫と
刺して父此
讐と復さる

正邦

竹風の
きそふ
茶お了き
心お
と



おみ
きそふ
鬼の
あこ
るお



た來り二童を拉つれまて村後の佛寺へ詣いんといへば長兒これを辭かして曰く我師の嚴げんにし
 て一日も課くわを闕かぶらの怒いかにわいんことを畏おそるとて例れいに隨したがひて弟あにとともに塾じゆくおど赴まさ
 ける途中とちゆうよて具つとまに昨夜さくやの事ことを弟あにに語かたり且かつ曰いく是れ俱ともに天あまを載いたかざるの讎あだなり彼れ我
 輩わがらの成長せいちやうして其事ことを知らぬ復讐ふせうの事こともやあらんかと後患こうわんを慮おもんばかり我輩わがらをも曠野くわうや深
 山の間に誘いよん引ひし并あせて殺ころさんとするなり明日あしたまた必ず來り我輩わがらを勾こう引いんせべしその時
 彼かれを討うつて父ちちの讐あだを報むかひん汝平生なんぢへいせい木刀きとうを帶おれとも明日あしたの必ず請こよて眞刀しんたうを佩まよ彼我輩わがらの
 速すみかに家いへを出いんことを欲ほつすれば必ず請こよぬ所の如ごとくすべしさて我われの事ことを發はつするを待まちて
 汝も力ちからと合せよと予約よやくしける明日あした姦夫かんふ果はたして來り誘いよひ往ゆくと云ふ二兒ふたごみれは從したがひと
 もに出いんとするに臨のぞみ幼兒しよ頻しばしばりに眞刀しんたうを請こよて已やざれば兄あにの佩まる所の小刀せうたうと解とけて授ま
 け更さらにまた小刀せうたうを取出として佩まねこれより先に長兒ちやうじ姦夫かんふの履くつ一隻いっせきと隠かくし置おければ出いす
 るに臨のぞみて姦夫かんふ彼方かた此方こなたとろの履くつを搜索さうさくす長兒ちやうじ詭いつはりて嚮まに我われ誤あやりて床ゆかの下したは蹴けい入れ
 たりといひければ姦夫かんふ俯ふして床下しよかに入り其半身はなみを沒なするを見て長兒ちやうじすかさず幼兒
 に胸むねして刀やいばを拔ぬき姦夫かんふの背せを刺させば幼兒しよの傍かたはらより同おなく刀やいばを拔ぬてその脇わきを刺さす

姦夫脇と背とを刺れて斃る繼母みれを見て周章して出て奔る闔村群かり聚り遂に

繼母を追捕しやぶて獄に下されたり此の寶曆三年の事ありと

舊幕府同心某に一女あり其母隣家の奴と姦通し竊に其奴と相謀り本夫を殺さんと

す其女時に歳十三ありこれを聞て竊に憂ひて自ら以謂之を父に告れば母殺されん告

されば父殺されんこれを如何すへきと既にして自ら意を決して曰く父重くして母輕

し寧ろ不義の母を殺さんとてやがて之を父に告れば父大に怒り刀を拔て母と姦夫と

を殺せり即夜その女谷中の善光寺に走り寺主に其故を告げ弟子となり髪を剃り尼と

ありて母の冥福を修せんことを固く請へども許さざるうちに父また尋ね來れり仍て

其父と相議きて尼と予なしにける幕府其の事を聞て寺主に命じて女を以て法嗣とす

すと云ふの事の下總の二童に肖たるを以て此に合録して傳ふ

古より人の臣たり子たるもの不幸にして綱常の變に遭ひ復讐の責あるもの烈士夫

といふとも薪に臥し戈を枕にし數十年の歲月を糜するにあらざればらの志を遂る

こと能はず今この乳臭の小兒にして兇悍の仇人を一撃に斃し與に天を戴かざるの

警を報ひし振古以來いまだ嘗て聞かざる所ありろの熟睡を假裝し事に臨て眞
 刀を乞ひ履を床下に投ずるが如き余甚其智略に服せり古の曾我氏兄弟のいぬに
 足らず日野阿新と美を千載の上と嬌ふと云べし抑此童女の如きも亦綱常の變ふ處
 して能く人の處しがたき處ふ處す其事甚だ偉なりもし此時又當りて少く猶豫せば
 但に父の死するのまならずその母も豈能く天網を免れて身命を全ふするを得ん
 や余深くその果斷に服せり嗚呼此兒の智略此女の果斷天地神明の暗賛冥助して
 以て此一雙美を成さしむる所にあらざるを知らむや但その姓名の傳へらざるの遺
 憾に堪へざるなり

近世孝子傳終

明治廿年一月廿八日御届
 同年二月 出版

(定價十二錢)

原 版 人

東京府平民

松 村 平 吉

鰻 刻 出 版 人

東京府平民

永 野 龜 七
日本橋區若松町十六番地

發

明 治 書 房
日本橋區通り盤町八番地

賣

大坂府平民

積 善 館
安土町四丁目十一番地

所

大坂府

田 中 太 右 衛 門
南區安堂寺町四丁目

辻岡文助
鶴聲社
上田屋
うとぎや
松成堂
内藤
明進堂
鶴鳴堂

山口藤兵衛
鈴木喜右衛門
自由堂
エンヤ商店
大川錠吉
木村屋
伊勢屋
神先治郎助

